

電気通信事業ガバナンス検討会（第7回）

議事要旨

1 日時

令和3年8月26日（木）17時00分～19時00分

2 場所

Web開催

3 議事

（1）検討の方向性（案）について

- ・事務局より、資料7-1に基づき、検討の方向性（案）について説明があった。
- ・各構成員からの主な意見は以下のとおり。

【電気通信事業におけるガバナンス強化の必要性】

- 「個人的法益、社会的法益、国家的法益」について、ここで国家的法益の侵害の可能性があるとすると、その対策が事業者の内部統制と社会全体の仕組みによるガバナンスだけで良いのかは少し疑問に感じる。

【「電気通信事業ガバナンス」とは】

- 「電気通信事業ガバナンス」の定義として、内部統制と社会全体の仕組みによるガバナンスの両方の側面を有するとしているので、最後の検討の方向性の検討が制約されているように見える。現状の問題と対策の流れとの間の表現が不足しているような印象を受けるので、補足した方が良いのではないか。

【電気通信事業に対する規律の適用範囲】

- 電気通信事業法では、電話サービスや専用線サービスのように送信側と受信側の間で情報を送ることが主な役務として捉えられており、回線設置事業者の位置づけが非常に重く捉えられている。例えば、現在のSNSサービスのように、やり取りした情報が長期に渡って事業者側に残っているような役務について、新しい類型として捉えるのか、基本的な部分は共通的だという捉え方をするのかによって、整理の

やり方が変わってくる可能性がある。

【「電気通信事業ガバナンス」確保のための検討の方向性】

○「①事業者の内部統制によるガバナンス」と「②社会全体の仕組みによるガバナンス」という分類で考える場合には、①事業者の内部統制に近いが、①と②の中間に相当する「複数の事業者が連携する取組のガバナンス」についても検討対象に含まれるようにしておく必要がある。

○国家的法益を侵害するおそれに対し、自主的な取組がベースで、社会全体の仕組みによって補完するという方向性で、十分なガバナンスが利くのかという点については、法的な担保の十分性も含め、確認が必要ではないか。

○事業者に一定の内部統制を求める形での政府による規制というのにはあり得ると思うが、それは「①事業者の内部統制によるガバナンス」に該当するのか、「②社会全体の仕組みによるガバナンス」に該当するのかが分かりにくいので、整理した方が良い。政府の関与については、法規制の場合もあれば共同規制の場合もあるが、一定のガバメントアクセスのある国について指定したり、当該国から調達しないように事業者に注意したりするということが考えられる。

○「①事業者の内部統制によるガバナンス」について、個人的法益、社会的法益、国家的法益の侵害という観点から見ると、自主的な取組だけでは十分ではないと考えられる。また、技術の進展を阻害しないということを強調し過ぎてしまうと、むしろ個人的法益等を守ることあまり配慮していないようにも見える。以上から、自主的な取組だけではなく、それを支えるような形の規制であるというような整理をしていく必要があるのではないか。

(2) 電気通信事業ガバナンスの強化に向けた課題について

- ・事務局より、資料7-2に基づき、電気通信事業ガバナンスの強化に向けた課題について説明があった。
- ・中尾構成員より、資料7-3に基づき、電気通信事業者に特化したセキュリティ管理

策に関する国際標準化動向等について説明があった。

- ・各構成員からの主な意見は以下のとおり。

○規律の対象とする情報は、利用者に関わる情報と事業者に関わる情報とに大別でき、利用者に関わる情報は通信の秘密に係る情報と利用者情報に大別できるのではないかと。電気通信事業で一番重要視しなければならないのは通信の秘密に係る情報であり、特に情報を蓄積する事業者がいれば、何らかの規律を考えたほうが良い。

○例えば、「プラットフォームサービスに関する研究会」においては、通信の秘密のみならず、例えば位置情報等を「通信関連プライバシー」として、利用者保護の対象となるべき情報として考えてはどうかという議論がなされている。

○重大なリスクに対しては、調達等を禁止する国や事業者の指定や、内部統制に関する義務違反があった場合の罰則適用など、社会全体の統制を検討のテーマとすることも一案ではないか。

○利用者情報を含む情報の取扱いの観点から見ると、重要性のある利用者情報を持っている事業者が、情報に関する規律の対象となるべきではないか。登録・届出の電気通信事業者や、登録・届出はしていないが電気通信事業を営む者には、大規模なSNS事業者等、大量の利用者情報を持っている事業者が含まれるので、電気通信事業を対象とすれば、ある程度の重要な範囲はカバーできると思う。

○情報に関する規律の対象とする者の定義が難しいと思う。何かデータを集める、通信をする、情報交換をするサービス・事業の全てが電気通信事業になってしまうと、電気通信事業法の中で議論できる範囲が広過ぎてしまうという危惧がある。運用上の観点からは、例えば、利用者の数など、何らかの定義によって範囲を限定化する必要があるのではないかと。

○電気通信サービスを提供する設備が多様化し、5Gでは、エッジコンピューティングやクラウド等が活用され、設備の一部の管理を他者へ委託する場合や、コアネッ

トワーク側がクラウドに存在する場合もある。基地局については、5Gでは仮想化サーバの上にソフトウェアで構築される場合もあるので、そこで動いているソフトウェアも含めて設備として扱う場合の整理も必要ではないか。

○利用者情報の漏えいについて議論は重要であるが、インフラサービスという観点での議論も重要である。例えば、電気通信事業者のサービス自体のアベイラビリティ（継続性）、つまり、通信が止まってしまうことによる社会的な被害の巨大さについても考慮すべきではないか。設備がソフトウェア化された場合も含め、設備の情報に対する守り方に関する議論も行っていきたい。

○電気通信事業法による規律の対象範囲については、ウェブサーバがあって、利用者に情報提供をしているようなものであれば、例えば、検索、EC、SNSでも電気通信事業になりうるので、絞り込みは可能なのではないか。一定の利用者数、例えば100万人を基準とする規制を参考に、大規模な事業者だけを規制の対象にするという方法も考えられる。

○情報とは取得して伝達するもので、伝達には伝送と交換があるが、それから、蓄積して、処理して、どこかにアウトプットするということになるので、今後は伝達以外の部分も含めて考慮していくとともに、制御系の部分については切り出して考える必要があるのではないか。

○情報の取扱いに関してどのような規律が考えられるかという点について、利用者情報に関しては、金融サービス等の他の重要インフラ分野の取組も参考になるのではないか。

○政府が関与する仕組みについては、実効性を担保するという観点で議論がなされるべきであり、モニタリングや検証といったことだけでなく、海外動向や国内事例の共有等も考えられるのではないか。

○これまでの電気通信事業法では、物理的に回線を持っているところを中心に管理し

てきており、これは引き続き重要だと考えられる。加えて、クラウド化やソフトウェア化がなされている部分に関しては、例えば交換機のような装置を転送という機能の一つとして定義をすれば、箱・物・ソフトウェアと区別しなくても、適切な管理が可能になるのではないか。

○情報漏えい対策の一つとして、これまでは設備管理者を選任させていたが、例えばISO27000シリーズを電気通信事業者は遵守し、それを政府が確認していくという方法はあるのではないか。

○保有する情報の適切な取扱いについては、どこまでが電気通信事業者なのかという非常に大きな問題とも関連してしまう。利用者情報自体は非常に重要なものなので、電気通信事業法の中で扱う場合も、なるべく広い範囲で扱っていくべきだと思うが、その範囲の整理が難しいと感じる。

○これまでは、事業者が設置する設備の安全性を確保するための規制によって間接的に利用者を守っていたが、これからは、利用者保護の観点を重視した形に変わっていくべきではないか。利用者の保護という観点から考えると、通信サービス提供の方法が回線なのかクラウドなのかということに大きな違いはないので、利用者サービス提供をしている者に対して規制をするという形にしていく必要がある。

○事業者の自主的な取組に重きを置いてこの難局が乗り切れるのかというと、難しいのではないか。特にガバメントアクセス等を中心とした経済安全保障のリスクというものが、個々の事業者では正体がかみにくく、対応策が考えにくい中で、政府の果たす役割は大きいのではないか。

○従来型の電気通信事業者という概念を維持することについては、それはそれで1つの選択肢だと思うが、電気通信事業を取り巻く環境変化があり、事業者規制から利用者保護へと規制の軸足が移っていくべきではないかという指摘がなされていることも考慮する必要がある。電気通信事業者の概念を大きく変えない場合であっても、例えば、新しいカテゴリーの事業者や情報等、法的に定義をしなければなら

いところは出てくるのではないか。

○国家安全保障の観点からは、ガバナンスの一般的な義務や、努力義務を含む共同規制のトリガーとなる規制のようなものについては、事業者による自主的な取組だけでは対応が難しいと考えられるので、法的な担保をするベースの規定が必要なのではないか。

(3) その他

- ・事務局より、資料7-4に基づき、プラットフォームサービスに関する研究会 中間とりまとめ（案）について説明があった。
- ・事務局より、今後の予定について説明があった。

以上